

# 道の駅「つの」出荷者協議会規約

(平成24年規約第1号)

## (名称)

**第1条** 本会は、道の駅「つの」出荷者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (理念と目的)

**第2条** 協議会は、地場産品を通じておもてなしの心を伝えるという理念のもとに、道の駅「つの」内に設置する農（畜）林水産物、加工・製造品等の直売所（以下「直売所」という。）において、自ら生産した農（畜）林産物または水揚げした水産物及びそれらを原料とした加工・製造品等を販売することで、出荷者の所得向上及び消費者との交流を促進するとともに、都農町産業界の発展と地域振興に寄与することを目的とする。

## (事務局)

**第3条** 協議会の事務局は、(株)都農まちおこし屋（以下「運営会社」という。）に置く。

2 事務局は、協議会の会計事務及び書記を行う。

## (会員組織)

**第4条** 協議会会員（以下「会員」という。）は、次の各号の要件を満たし、協議会へ出荷者登録する者とする。

- (1) 農（畜）林産物の生鮮物を出荷する者は、都農町・川南町に住所かつ生産地を有すること。
- (2) 水産物の生鮮物を出荷する者は、都農町に住所かつ生産地(漁業権)を有すること。
- (3) 加工・製造品等を出荷する個人若しくは法人は、都農町・川南町に住所を有すること。

2 会員になろうとする者は、加入申込書（別記様式）及び通帳名義の写しを協議会の事務局に提出し、（別表1）に定める入会金を納入すること。（入会費の返金はない。）

## (活動)

**第5条** 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 安心安全な生産物、加工・製造品づくりの助言及び勉強会の実施
- (2) 消費者に信頼される直売所づくりのための調整
- (3) 生産技術等の向上を目的とした各種研修会の開催
- (4) 宣伝活動及びイベント等への協力
- (5) 会員相互の情報交換及び親睦
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

## (年会費)

**第6条** 会員は、毎年4月1日に（別表1）に定める年会費を納入するものとする。

## (運営委員会)

**第7条** 協議会に運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、月1回開催し次の事項について協議する。（ただし緊急を要する場合はこの限りではない。）

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決議した事項の執行に関する事項
- (3) 協議会への入会審査
- (4) 商品・サービスクレーム、規約・規則違反者の報告とそれに対する今後の対策
- (5) (1)以外の案件については運営委員会で決定し、総会や茶話会等の全体会、または道の駅「つの」掲示板で決定事項の報告をする。
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

#### (役員等)

**第8条** 委員会委員（以下「運営委員」という。）として、第11条の各部門から3名以内を選出する。

- 2 協議会に会長1名、副会長3名及び監事2名以内の役員を置く。
- 3 会長及び監事は、運営委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 役員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 6 会長は、委員会を代表し会務を統括する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ決められた副会長がその職務を代行する。
- 8 運営委員は、各部門を統括する。
- 9 監事は、年1回本協議会の会計事務について監査を行い、定期総会において報告する。

#### (退会及び除名)

**第9条** 委員会は、会員に協議会の信用を失墜する行為があった場合は、委員会及び運営会社の協議に基づき出荷停止又は除名等の処分をすることができる。

- 2 退会しようとする会員は協議会に申し出るとともに、登録証を返還しなければならない。
- 3 年度途中でも会員からの申し出があった場合、退会できるものとする。ただし年会費は返還しない。また会員から申し出が無い場合でも、直売所に一年以上の出品が無い場合、事務局が確認ののち、退会処理をすることができる。年会費を納めていない場合は徴収することとする。
- 4 旧会員は復会を求める場合、新規会員と同じ扱いとし、入会審査ののちに年会費を納めることとする。
- 5 会員が死亡した場合、2ヶ月以内に退会、もしくは規約条件を満たした出荷物を跡継ぎできる後継者を立てなければならない。後継者を立てる場合は再度申込書を提出し、運営委員会で審査をするものとする。そのどちらも示されない場合は、自動的に退会処理をすることができる。またこの猶予期間中に年度を跨いだ場合、旧年のみの年会費を納めるものとする。

#### (総会)

**第10条** 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会員の3分の2以上の請求があった場合は臨時総会を開催しなければならない。
- 3 委員会が必要と認めたときは、臨時総会の開催を会長に求めることができる。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなすものとする。

5 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 役員承認
- (2) 事業報告ならびに収支報告
- (3) 事業計画ならびに収支予算
- (4) 規約の変更
- (5) 規程の変更
- (6) その他協議会が必要と認めた事項

6 議決は、総会出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (部門の設置と所属)

**第11条** 直売所の充実と部門ごとの研鑽及び連携を深めるため、野菜・花卉部門、果樹部門、水産部門、加工品部門、工芸部門を設置し、運営委員会で扱わない部門独自の活動を行うことができる。

- 2 出荷者はいずれかの部門に所属しなければならない。
- 3 部門の任務は、直売所における生産、出荷計画調整の設定等とする。
- 4 全体研修・先進地視察を通して、相互の情報交換・親睦を図る。

#### (事業年度)

**第12条** 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (経費)

**第13条** 協議会の経費は、年会費、助成金、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。また必要に応じて負担金及び会費を徴収することができる。

#### (その他)

**第14条** この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

##### 附 則

- 1 この規約は、平成24年12月6日から施行する。
- 2 平成25年4月30日一部改正し同日施行する。
- 3 平成27年4月29日一部改正し同日施行する。
- 4 平成29年4月27日一部改正し同日施行する。
- 5 令和4年6月20日一部改正し同日施行する。
- 6 令和5年5月23日一部改正し同日施行する。
- 7 令和6年5月14日一部改正し同日施行する。

【別表1】入会費・年会費一覧

	入 会 金	年 会 費
会 員	3,000円	2,000円